

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数, 平均年齢, 平均給与等及び民間従業員等データ

区 分	技能労務職				民間同業種	
	職員数	平均年齢	平均 給料月額	平均 給与月額	平均年齢	平均 給与月額
用務員	6	47.1 歳	311,117 円	330,133 円	53.7 歳	228,900 円
その他	7	45.2 歳	293,529 円	324,214 円	-	-

平成19年4月1日現在におけるデータである。

その他とは老人ホームの調理員及び介護職員である。

平均給与月額とは, 給料のほか, 扶養, 住居, 通勤等の手当額を合計したものである。

民間データは, 総務省において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査:平成16年~18年の3カ年平均)

民間との比較において,年齢,業務内容,雇用形態等が完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

(単位:人)

区 分	28 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	~ 31 歳	~ 35 歳	~ 39 歳	~ 43 歳	~ 47 歳	~ 51 歳	~ 55 歳	~ 59 歳	以上
全 体				2	3	4	1	2	1	
用務員					3	1		2		
その他				2		3	1		1	

平成19年4月1日現在におけるデータである。

その他とは老人ホームの調理員及び介護職員である。

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

ア 給料表

技能・労務職給料表(国家公務員の行政職棒給表(二)に同じ)を適用している。

イ 手当

扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手当, 休日給, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当, 勤勉手当をそれぞれ該当者に支給している。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、勤務成績に応じて4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、原則退職者不補充とし、職員の削減を図る。給与面については、国家公務員の棒給表（行政職棒給表（二））に準拠しており、今後も同様とする。

3 具体的な取り組み内容

技能労務職員の定員管理については、原則退職不補充とし、平成18年3月の合併以降も、新規の採用は行っていない。

また、老人ホームについては、平成18年度に策定した長島町行政改革大綱に基づき、指定管理者制度の導入を推進していく。

<あしがき>

この取り組み方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）から通知のありました「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものであり、町民の理解と納得が得られるよう公表します。

平成20年3月

長島町総務課
